

山口県報

平成21年
8月21日
(金曜日)

目 次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

公告
平成二十一年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課) 二
被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害 (厚政課) 四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 四
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 七
土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 七
港湾施設に係る指定管理者の指定 (港湾課) 七
公安委告示
警備員等の検定の実施 八



山口県告示第三百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年八月二十一日から同年九月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 住化アグロ製造株式会社
住 所 下松市東海岸通り一番地の三
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 住化アグロ製造株式会社下松工場
所 在 地 下松市東海岸通り一番地の三
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 年 月 日 定 手	工 事 完 成 年 月 日 定 成	使 用 開 始 年 月 日 定 始
四九	二・八二一	平成二一、 九二二	平成二一、 九三〇	平成二一、 一〇二一
"	一・〇九七	"	"	"
備考	「四九」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十九号の農業製造業の用に供する混合施設をいう。			
		断 続	間 隔 時 間 一 日 当 た 四 時 間	変 動 あり

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量(m ³)
	水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質量(mg/l)	
四九	七・一	六・一	—	〇・〇〇三
〃	八・五	六・一	—	〇・〇〇三
〃	〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値			排出水の一日当たりの量(m ³)
	水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質量(mg/l)	
七・四	八・五	三・二	二・五	三三二
〃	〃	〃	〃	〃



(二六二) 平成二十一年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十一年八月山口県議会臨時会で議決された平成二十一年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十一年八月二十一日

山口県知事 二井 潤 成

平成21年度山口県一般会計補正予算(第2号)

平成21年度山口県の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,888,460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ780,148,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)		(地方債の補正)		第1表 歳入歳出予算補正		第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。	
第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。	第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。	第1表 歳入	第1表 歳出	第1表 歳入	第1表 歳出	補正額	補正前の額
9国庫支出金	1国庫負担金	6,790,024	4,494,968	134,939,628	33,033,459	141,729,652	141,729,652
12繰入金	2国庫補助金	4,496,436	2,295,056	99,642,018	101,937,074	29,737,662	115,874,800
13繰入金	2基金繰入金	40,000	40,000	29,697,662	29,737,662	40,000	115,874,800
15県債	1繰入金	1,496,436	1,496,436	11,614	11,614	1,496,436	115,874,800
歳入	1県債	3,562,000	3,562,000	112,312,800	112,312,800	3,562,000	115,874,800
歳入	1県債	11,888,460	11,888,460	768,259,940	780,148,400	11,888,460	780,148,400

歳 出 款 目	項 目	補 正 額	補正前の額	計
2 総務費	2 企画調整費	20,000	42,166,894	42,186,894
3 民生費	8 災害救助費	448,000	96,011,555	96,459,555
6 農林水産業費	4 林業費	430,000	49,136,725	49,566,725
8 土木費	2 道路橋りょう費	2,285,000	115,548,195	117,833,195
10 教育費	3 河川海岸費	1,695,000	22,678,281	24,373,281
	8 社会教育費	15,460	148,770,988	148,786,448
	10 大学費	5,460	2,023,324	2,028,784
	11 災害復旧費	10,000	1,084,533	1,094,533
	1 農林水産施設災害復旧費	8,690,000	5,011,152	13,701,152
	2 土木施設災害復旧費	1,580,000	1,272,489	2,852,489
	4 学校施設等災害復旧費	6,990,000	3,578,663	10,568,663
歳 出 合 計		11,888,460	768,259,940	780,148,400

第2表 債務負担行為補正
1 追加

事 項	期 間	限 度	額
1 母子寡婦福祉資金に対する利子補給	平成21年度から平成30年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額は、140,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする額とする。	
2 災害援護資金に係る補助金	平成21年度から平成31年度まで	(1) 平成21年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、250,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 生活福祉資金に対する利子補給	平成21年度から平成29年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする。	平成21年度から平成29年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額は、円100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする。

第3表 地方債補正

1 追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災害援護資金貸付金	166,000	証券借入又は証券発行	年8.00%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
小規模治山事業	50,000		ただし、方式をい	ただし、特別のもの
砂防直轄事業負担金	306,000		て借り入れた見	は、借入先と協議
県立大学運営事業	10,000		資、利率の見て	める条件による。
農地災害復旧事業	26,000		直後、当該利率に	
計	558,000			

2 変更

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起 債 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法
一般治山事業	356,000	証券借入又は証券発行	476,000	証券借入又は証券発行
河川災害関連事業	1,145,000	証券発行	1,293,000	証券発行
災害関連緊急砂防事業	33,000		291,000	

土木現年補助災害復旧事業	999,000				3,163,000	
土木現年単独災害復旧事業	70,000				284,000	
県立学校施設災害復旧事業	60,000				85,000	
治山施設災害復旧事業	1,000				16,000	
県有施設災害復旧事業	100,000				160,000	
計	2,764,000				5,768,000	

(二六二) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

平成二十一年七月二十一日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

平成二十一年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

山口市の区域

(二六三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店

所在地 柳井市大字古開作六六四の一七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二一
株式会社ピクロス 防府市大字江泊一九三六
株式会社丸久 " " " " 野村 博
変更に係る事項の概要 " " " " 藏澄 均

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ジュンテンドー	飯塚 道正	飯塚 正

四 届出年月日

平成二十一年七月三十一日

五 変更年月日

平成十七年五月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店

所在地 柳井市大字古開作六六四の一七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二一

株式会社ピクロス 防府市大字江泊一九三六

株式会社丸久 " " " " 野村 博

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗に設置する者の代表者の氏名		吉村 正	野村 博

大規模小売店舗に設置する者の代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社ピクロス

四 届出年月日

平成二十一年七月三十一日

五 変更年月日
平成二十一年五月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパービクロス柳井店
所在地 柳井市大字古開作六六四の一七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二

株式会社ビクロス 防府市大字江泊一九三六

株式会社丸久 " " "

野村 博 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 熊毛郡平生町大字平生村一五三

変更後 防府市大字江泊一九三六

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

四 届出年月日

平成二十一年七月三十一日

五 変更年月日

平成二十一年五月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパービクロス柳井店
所在地 柳井市大字古開作六六四の一七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二

株式会社ビクロス 防府市大字江泊一九三六

株式会社丸久 " " "

野村 博 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社丸久	
大規模小売店舗を設置する者の住所	防府市大字江泊一九三六	
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	藏澄 均	

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

変更年月日 平成二十一年七月三十一日

届出年月日 平成二十一年七月三十一日

(二六四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年八月二十一日から同年十二月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパービクロス柳井店
所在地 柳井市大字古開作六六四の一七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二

株式会社ビクロス 防府市大字江泊一九三六

株式会社丸久 " " "

野村 博 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	二七台	五六台

四 届出年月日
平成二十一年七月三十一日
変更年月日
平成二十一年八月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店
所在地 柳井市大字古開作六六四の一七
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

高木 義之 住 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二 所 代表者の氏名
株式会社ピクロス 防府市大字江泊一九三六 野村 博
株式会社丸久 " " 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要
廃棄物等の保管施設的位置

四 届出年月日
平成二十一年七月三十一日
変更年月日
平成二十一年八月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店
所在地 柳井市大字古開作六六四の一七
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

高木 義之 住 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二 所 代表者の氏名
株式会社ピクロス 防府市大字江泊一九三六 野村 博

株式会社ピクロス 防府市大字江泊一九三六 野村 博

株式会社丸久 " " " 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要
駐車場の自動車の出入口の位置
四 届出年月日
平成二十一年七月三十一日
変更年月日
平成二十一年十一月一日

五 届出年月日
平成二十一年七月三十一日
変更年月日
平成二十一年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店
所在地 柳井市大字古開作六六四の一七
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

高木 義之 住 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二 所 代表者の氏名
株式会社ピクロス 防府市大字江泊一九三六 野村 博
株式会社丸久 " " " 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	五六台	二二台
荷さばき施設の面積	三〇平方メートル	二〇平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量	三一立方メートル	一九立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	二箇所	一箇所

四 届出年月日
平成二十一年七月三十一日
変更年月日
平成二十一年十一月一日

五 届出年月日
平成二十一年七月三十一日
変更年月日
平成二十一年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパービクロス柳井店
 所在地 柳井市大字古開作六六四の一七
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二

三 変更に係る事項の概要
 株式会社ピクロス 防府市大字江泊一九三六 野村 博
 株式会社丸久 " " " 藏澄 均

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	二、一六〇平方メートル	二、七七九平方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	株式会社丸久
大規模小売店舗の営業時間	午前九時から午後九時	午後二時
大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間	午前八時四十五分から翌日の午前零時一五分まで	午前八時から午後八時まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時から午後八時まで	午前六時から午後八時まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前八時から午後八時まで	午前六時から午後八時まで

四 届出年月日
 平成二十一年七月三十一日
 変更年月日
 平成二十二年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパービクロス柳井店
 所在地 柳井市大字古開作六六四の一七
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二

株式会社ピクロス 防府市大字江泊一九三六 野村 博
 株式会社丸久 " " " 藏澄 均
 三 変更に係る事項の概要
 駐車場の自動車の出入口の位置
 四 届出年月日
 平成二十一年七月三十一日
 五 変更年月日
 平成二十二年四月一日

(二六五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年三月二十四日山口県公告(九六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十一年八月二十一日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十一年八月二十一日
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパードラッグコスモス新下関店
 所在地 下関市大字伊倉新下関西土地画整理事業地内三五街区二三号
 二 意見の概要
 騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(二六六) 土地改良事業の工事の完了
 次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。
 平成二十一年八月二十一日
 山口県知事 二井 関成
 一 事業の名称
 県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業
 二 工事完了の時期

平成二十一年五月二十八日

(二六七) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」という。)(第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十一年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

萩 港	萩 港	萩 市
港 湾 の 名 称	港 湾 施 設 の 名 称	港 湾 施 設 の 場 所
	潟港四号緑地	

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施設」という。)(の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)(をすること。
 - (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受けること。
 - (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受理すること。
 - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
 - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 平成二十一年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

山口県公安委員会告示第四十二号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)(第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

施設警備業務 一級 三十名

二 検定の日時及び場所

日 時 場 所

平成二一、一一、二二 午前九時から午後五時 山口市仁保下郷一四五九番地

時まで 山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)(であって、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十一年九月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)(を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書



(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
 - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - 3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であることを疎明する書面
 - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚
- 七 受検手数料
一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 九 その他
- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
 - (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三―九三三―〇一〇内線三〇一八)にすること。

平成二十一年八月二十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市